

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月6日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第14号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第3条 給与条例第38条第1項後段又は給与等条例第29条第1項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) その退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者</p> <p>(2) その退職<u>又は失職</u>の後基準日までの間において次に掲げる職員（非常勤である職員にあつては、給与条例第29条第2項第2号又は給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）となった職員</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>(3) [略]</p>	<p>第3条 給与条例第38条第1項後段又は給与等条例第29条第1項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる職員（非常勤である職員にあつては、給与条例第29条第2項第2号又は給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）となった職員</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>(3) [略]</p>
<p>第9条 給与条例第39条第1項後段及び給与等条例第30条第1項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。ただし、第2号に掲げる職員のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されない職員については、この限りでない。</p> <p>(1) その退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>第9条 給与条例第39条第1項後段及び給与等条例第30条第1項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。ただし、第2号に掲げる職員のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されない職員については、この限りでない。</p> <p>(1) その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。